

令和 9 年度 税制改正に関する要望

2026（令和 8）年 7 月
公益財団法人 公益法人協会

令和 9 年度 税制改正に関する要望について

公益財団法人 公益法人協会
理事長 西田 浩子

公益法人は日本社会の中で多種多様な民間公益活動を展開しています。例えば高齢者支援、子育て支援、青少年の健全育成・教育増進、文化芸術、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成など、コミュニティや専門分野の最前線で多くの方々が献身的に活躍しています。日本においては、これら公益法人をはじめとする非営利の組織は慢性的な資金難や様々な過剰と思われる規制がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した社会を作るために懸命に活動を続けています。

「課題先進国」と言われる日本において、様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する資金的支援（寄附）による更なる公益活動の促進が強く望まれています。公益法人の運営基盤強化、殊に資金・財務面の強化は喫緊の課題であり、それを税制面で支え寄附文化を定着させることが必須です。勿論、公益法人をはじめとする非営利組織がその活動や組織について、自律し、かつ、社会的認知度・理解を自ら高めていく努力をすることが前提となることは言を待ちません。

新たな公益法人制度については、「財務規律の柔軟化・明確化、行政手続きの簡素化・合理化、自律的ガバナンスの充実・透明性の向上」を柱とし、昨年施行されました。また、新たな公益信託制度は、公益法人制度並みとすること等整備が進められ、今年 4 月施行されました。

このような状況を踏まえて、「特に令和 9 年度に要望する事項」、「寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するための税制」、「公益法人・公益信託の活動基盤を強化し、促進するための税制」の 3 点について要望いたします。公益法人・公益信託をはじめとする非営利の活動を支え、かつ促進する公益税制とするために、今回の制度改正の基本である「民による公益の増進」の一層の拡充を求め、その実現を切に願うものです。

目次

●令和 9 年度 税制改正要望項目	4
●令和 9 年度 税制改正要望（全文）	6
I 特に令和 9 年度に要望する事項	6
1 みなし寄附金額の法人税損金算定方法（法人税法施行規則第二十二條の五）に関して、 公益認定法及び法人税法施行令の趣旨を踏まえ改正すること	6
2 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し	7
3 「特定の基準所得金額の課税の特例」（租税特別措置法第 41 條の 19）に於ける寄附金控除 の新設	8
II 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために	9
1 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充	9
2 寄附に係る所得・税額控除制度の活用手続きの簡便化	10
3 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃	10
4 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化	11
5 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設	12
6 寄附金控除における税額控除率の引き上げ	13
7 寄附金控除の適用下限額の撤廃	13
III 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために	14
1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し	14
2 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について	15
3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置	15
4 消費税インボイス制度における仕入れ税額控除の経過措置の恒久化	16

●令和 9 年度 税制改正要望項目

I 特に令和 9 年度に要望する事項

- 1 みなし寄附金額の法人税損金算定方法の改正
- みなし寄附金額の法人税損金算定方法（法人税法施行規則第二十二條の五）に関して、公益認定法及び法人税法施行令の趣旨を踏まえ改正すること
- 2 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し
- 公益法人並みの税制整備を措置すること。
- 3 「特定の基準所得金額の課税の特例」に於ける寄附金控除の新設
- 「特定の基準所得金額の課税の特例」対象者に関する寄附金控除が可能になるように控除措置を設けること

II 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために

- 1 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充
- 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。
- 2 寄附に係る所得・税額控除制度の活用手続きの簡便化
- より多くの個人の公益活動や市民活動への参画を促進する観点から、一定金額程度（例えば 10 万円）までの寄附上限額を設定し、選択的に年末調整により寄附金控除できる措置を講じること。
- 3 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃
- 公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、公益法人は既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ていることから、P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を課さずに税額控除の対象とすること。
- 4 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化
- 大規模災害等、天災発生時において、被災者・被害者に対する支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- 5 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設
- 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

6 寄附金控除における税額控除率の引き上げ

- 寄附金控除の方式は、所得控除方式と税額控除方式の2つの方式を採用しているが、2015(平成 27)年分以降、所得税率が改訂され、上限が 40%から 45%に引き上げられている。これに合わせ税額控除方式の計算式についても「40%」を「45%」に改めること。

7 寄附金控除の適用下限額の撤廃

- 個人の寄附金控除の適用下限額（現在は 2,000 円）を撤廃すること。

Ⅲ 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

- 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

2 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について

- 公益法人が公益目的事業として拠出する褒賞金について、非課税所得として指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えること。

3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

- 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等不動産に係る固定資産税については非課税措置を講じること。

4 消費税インボイス制度における仕入れ税額控除の経過措置の恒久化

- 取引先が免税事業者となる法人にとっては、インボイス制度の導入により税負担が増加するケースも想定されることから、経過措置を恒久化すること

●令和 9 年度 税制改正要望（全文）

I 特に令和 9 年度に要望する事項

- 1 みなし寄附金額の法人税損金算定方法（法人税法施行規則第二十二條の五）に関して、公益認定法及び法人税法施行令の趣旨を踏まえ改正すること

【新規要望】

- 公益法人の公益目的事業を実施するために必要な金額（公益目的事業実施必要額）の財源確保のために、収益事業利益の 50%を超えて公益目的事業に繰り入れる金額（みなし寄附金額）について、収益事業利益の 50%相当額が公益目的事業実施必要額の算定対象から外れてしまう現行法人税法施行規則第二十二條の五を見直し、令和 7 年度法人税制改正前までと同様の範囲で損金扱い出来るようにすること

- ・ 公益法人制度に於いて、公益目的事業の財源確保のため、収益事業等から生じた利益の 50%超を公益目的事業に繰り入れたみなし寄附金額（収益事業等の利益の 100%が上限）は、「一定の範囲内^{※1}で法人税法令上、損金算入が認められることになる。（みなし寄附金額の損金算入。法人税令第 73 条の 2）。」

※1「公益目的事業に関し、キャッシュベースで資金等が不足する場合に、その不足額（公益目的事業実施必要額）を限度として」

（内閣府の公益認定等ガイドライン令和 8 年 7 月改訂版 p151 参照）

- ・ また、上記と平仄を合わせ、法人税法施行令^{※2}に於いて、みなし寄附金額がある場合、「当該事業年度のその公益目的事業の実施のために必要な金額^{※3}として財務省令で定める金額（当該金額が当該みなし寄附金額を超える場合には、当該みなし寄附金額に相当する金額。公益法人特別限度額）」が、収益事業の利益の 50%を超えるときは、当該公益法人特別限度額に相当する金額を損金とすることを規定している。

（※2 法人税法施行令第七十三條の二令和 7 年 4 月 1 日施行参照）

※3 当協会追加注 公益目的事業実施必要額

- ・ 一方、上記「当該事業年度のその公益目的事業の実施のために必要な金額として財務省令で定める金額」の算定に於いて、当該財務省令（法人税法施行規則第二十二條の五）では、収益事業から公益目的事業に繰り入れた金額のうち、収益事業利益の 50%相当の金額が算定対象から外されてしまい、その分、公益目的事業実施必要額の算定不足を招き、上記、公益認定等ガイドライン及び法人税法施行令の「当該事業年度のその公益目的事業の実施のために必要な金額」

を満たしていない状態となっている。その結果、令和 8 年の法人税納税（すなわち、令和 7 年対象）の実態として、収益事業の利益の 50%超を公益事業に繰り入れている法人に於いて、追加で千万円から億円単位で法人税負担が発生し、当該法人税等を納付したところがあると聞いている。

（法人税法施行規則第二十二條の五令和 7 年 4 月 1 日施行参照）

- ・そのため、「当該事業年度のその公益目的事業の実施のために必要な金額」（公益目的事業実施必要額）の算定に於いて、収益事業の利益の 50%相当の金額が算定対象から外れる結果となる算定方法を止め、公益認定等ガイドライン及び法人税法施行令と整合を取るよう当該財務省令（法人税法施行規則第二十二條の五）を、令和 7 年 4 月 1 日に遡って改正することを要望する。※

※公益法人特別限度額を規定する現行の法人税法施行規則 22 條の 5 においては、公益認定法施行規則 19 條第 2 項の規定が反映されていないと考えられる。このため、法人税法施行規則 22 條の 5 第 1 項に規定する「公益法人特別限度額」は「特例費用額」から「特例収入額」（収益事業等から生じた収益の 50%相当額を除く）を控除して算出する等の改正を要望したい。

関連条項：法人税法施行令 第七十三條の二
：法人税法施行規則 第二十二條の五

2 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し

○ 公益法人並みの税制整備を措置すること。

- ・公益信託制度に係る税制に関しては、公益信託の活用を促進させるため、公益法人制度と平仄を合わせる方向で法令が整備されているが、さらに、以下に関し、公益法人制度並みの制度整備を要望する。

①「公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除」（税額控除）

関連条項：租特法第 41 條の 18 の 3 第 1 項（租特令第 26 條の 28 の 2）

②「国、地方公共団体等の仕入れに係わる消費税額の特例」

関連条項：消費税法施行令第 75 條第 1 項第 6 号

③「固定資産税の非課税の範囲」

関連条項：地方税法第 348 條第 2 項

3 「特定の基準所得金額の課税の特例」（租税特別措置法第 41 条の 19）に於ける寄附金控除 【新規要望】

- 「特定の基準所得金額の課税の特例」^{※1}（租税特別措置法第 41 条の 19）の対象となる個人が拠出した寄附金については、公益法人はじめ特定公益増進法人への寄附金を含む特定寄附金の所得控除、および、公益法人や認定 NPO 法人等への寄附金の税額控除が、所得税算定上、控除を受けられない建付けとなっている。
- 公益法人への寄附、または公益信託の委託等を実施する一定の資産を有する個人は、寄附に依る民間共助社会実現の重要な担い手の一員であることから、特定寄附金に関するせめて所得控除が、同条対象者に対しても従来どおり有効となるよう要望する。

※1 1 年間の基準所得金額^{※2}が 3.3 億円を超える個人について、その超える部分の金額の 22.5%に相当する金額から、その年分の基準所得税額^{※3}を控除した金額が所得税として加算される。（令和 7 年分の確定申告から）

○加算される金額＝（基準所得金額^{※2}－3.3 億円）×22.5%－基準所得税額^{※3}

※2 基準所得金額・・・総所得金額及び分離課税の所得金額を合計した金額（申告不要制度を適用できる所得 の金額を含む）

※3 基準所得税額・・・申告不要制度を適用する所得を除いて計算した場合の申告書上の所得税の額及び 申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計した金額

（以上、国税庁資料）

- ・富裕層に対する追加課税（いわゆるミニマム課税特例：租特法 41 条の 19）の趣旨^{※4}は十分に理解出来るものの、公益法人等を支える寄附金に関する控除を当該対象富裕層に於いて、受けられない建付けとなっていることは、民間公益実現のための今回の公益法人制度及び公益信託制度改定の趣旨と合致しない。もちろん、特定寄附金に関する所得控除や税額控除のみが、公的活動に対する個人寄附を促進するものでは無いが、社会全体および税制として、公益に関する寄附を支援する制度を整備することは極めて重要であることから、寄附金に関して、せめて同条非対象者と同等の所得控除が有効となるよう要望する。
- ・特に、令和 9 年 1 月 1 日以降は、対象となる基準所得金額が 3.3 億円から 1.65 億円になり対象者が増えること、また、税率が 22.5%から 30%に引き上げられることから、同条対象者の寄附インセンティブが減ずることが懸念される。

※⁴制度創設の趣旨と対応

「合計所得金額が1億円を超えるような高所得者層では、分離課税の仕組みにより、総合課税における高い累進税率よりも低い税率が適用される金融所得等の全体に占める割合が高いこと等の要因により、所得税負担率が低下する。」「税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入し、令和7年分以降の所得税から適用することとしました。具体的には、株式の譲渡所得のみならず、土地・建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとしました。

（以上、財務省 令和5年度税制改正の解説参照）

関連条項：租税特別措置法第41条の19

Ⅱ 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために

1 特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充

○ 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。

・2011（平成23）年度税制改正により法人の寄附金特別損金算入限度額について拡充が行われたが、寄附金損金算入限度額の計算は、「資本金」と「所得金額」を基準に算出されるが、資本金については企業規模を反映しているとは言い難く、米国などに比べると十分とは言えないのが現状である。個人と並び、寄附文化の醸成に重要な役割を果たす企業による社会貢献活動^{*}を促進するためにも、特別損金算入限度額を中小企業にも配慮し、米国並みの所得金額の10%相当額まで拡大することや、繰越控除を認めるなどの拡充を求めるものである。

^{*}（上場）会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、**地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。**（上場）会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。（「コーポレート・ガバナンスコード（東京証券取引所）」より）

関連条項：法人税法第37条、法人税法施行令第77条の2

2 寄附に係る所得・税額控除制度の活用手続きの簡便化

- より多くの個人の公益活動や市民活動への参画を促進する観点から、一定金額程度(例えば 10 万円)までの寄附上限額を設定し、選択的に年末調整により寄附金控除できる措置を講じること。

公益法人等は「民による公益の増進」を図るものとして、「新しい資本主義の実現」に向け重要性が一層高まっていくと考えられる。このような中、より多くの個人が、公益活動や市民活動に関心を持ち、公益法人等（公益信託含む）への寄附を気軽に行えるような制度が望まれる。この点、「寄附に係る税額控除制度」は、小口寄附者への減税効果が高く、寄附の習慣を根付かせるには最も効果的であるため、寄附者の負担軽減となるよう要件緩和や、確定申告以外の方式の採用を含めた手続き簡素化等による制度の充実を要望するものである。

寄附の習慣を根付かせ、より多くの個人の公益活動や市民活動への参画を促進するため、年間の寄附金の合計額が一定金額(例えば 10 万円)以下の場合、選択的に年末調整により寄附金控除できる仕組みを設けることで、小口寄附に係る税制優遇の理解が進み、広く市民に浸透していくことが期待される。なお、控除率については確定申告の場合と同様とする。

関連条項：所得税法第 190 条

3 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃

- 公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、公益法人は既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ていることから、P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を課さずに税額控除の対象とすること。

- ・そもそも、PST 要件は、特定非営利活動法人が、その活動実績をもとに、認定特定非営利活動法人となるために求められる公益性の審査に係る項目のうち、広く市民からの支援を受けているかどうかの実績を判断する基準であって、既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ている公益法人に課す意義に乏しい。
- ・公益法人は、その行う事業の公益性、機関設計等ガバナンス体制、厳しい財務基準等により認定されており、そのうえに P S T 要件を加重することは屋

上屋を架するものである。換言すれば寄附金による市民の支持を公益性の尺度とする認定特定非営利活動法人に対し、公益法人の場合は市民に代わって第三者委員会がこれを認定する仕組みとなっており、法制度の設計思想が異なる。

- ・加えて、特定非営利活動法人の場合は、今後の活動が期待される設立後、日の浅い法人や、地域において行政が有用と認める法人については、特例認定制度や条例指定制度により、PST要件を免除する制度が設けられていることもそうした制度の設けられていない公益法人にとっては不公平感を禁じ得ない。
- ・なお、本要望Ⅰ－2. に於いて、公益信託に関しても、税額控除適用（公益法人並み）を要望している処、当該要望が実現した暁には、上記PST要件撤廃は、公益信託についても同様とするよう合わせて願います。

関連条項：租税特別措置法 41 条の 18 の 3、同施行令 26 条の 28 の 2

4 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化

○ 大規模災害等、天災発生時において、被災者・被害者に対する支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- ・東日本大震災における震災関連寄附金では、寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となったものの、その範囲は限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られていた。
- ・また、今般のコロナ禍における新型コロナウイルス関連支援活動を行うために募集する寄附金について、一定要件を満たすものについて指定寄附金として税制優遇の対象となったが、上記の東日本大震災の際と同様に自ら寄附金を集めて自ら支援活動を行う法人が対象となっている。
- ・公益法人等が募集する災害関連寄附金の対象範囲に、被災者・被害者の支援活動に対する助成事業に必要となる費用に充てるための寄附金を含め、被災者・被害者の支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を改めるとともに、緊急時に速やかに発令できるよう、災害対策基本法等で、予め制度化を求めるものである。

関連条項：所得税法第 78 条第 2 項第 2 号、法人税法第 37 条第 3 項第 2 号
昭和 40 年大蔵省告示第 154 号(包括指定)
平成 23 年 3 月財務省告示第 84 号(東日本大震災)

平成 28 年 5 月財務省告示第 158 号(熊本地震)

令和 2 年 6 月財務省告示第 152 号(新型コロナ)

令和 6 年 5 月財務省告示第 144 号(能登半島地震)

5 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

○ 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

- ・内閣府の「国民生活選好度調査」^(注1)によれば、遺産相続について、「子どものためだけでなく、看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」「困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」といった遺贈に積極的な考え方も見られ、また、民間団体による調査によれば、「将来資産があれば、亡くなる際に一部を遺贈寄付してもよい」と肯定的に考えている回答が約 4 割という結果も出ており^(注2)、遺贈寄附を考えているのは一部の富裕層だけではないことが窺える。寄附文化醸成には、資産寄附においても一部の富裕層だけでなく、こういったより多くの市民が寄附しやすいインセンティブが必要である。租税特別措置法第 40 条の特例以外にも資産寄附の特例を設けることは、民間の資金を公益セクターへ流入させるには有効であると考えられる。
- ・そのような新たな制度を設ける際には、参考となる特別控除の前例として、「居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例」(譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除できる)や、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」(相続人が相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を譲渡した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除できる)などの仕組みが設けられている。

(注1) 2004(平成 16)年実施。回答は全国の 15～79 歳の男女 3,670 人。

(注2) 『寄付白書 2021』(日本ファンドレイジング協会)より。また国境なき医師団が 20～70 歳代の男女 1,200 人を対象に行った「遺贈に関する意識調査 2018」によると、「遺贈をしたい」が 14.6%、「遺贈をしてもよい」が 49.8%という結果もある。

関連条項：所得税法第 59 条

6 寄附金控除における税額控除率の引き上げ

○ 寄附金控除の方式は、所得控除方式と税額控除方式の2つの方式を採用しているが、2015(平成 27)年分以降、所得税率が改訂され、上限が 40%から 45%に引き上げられている。これに合わせ税額控除方式の計算式についても「40%」を「45%」に改めること。

・寄附金控除の方式には、①所得控除方式と②税額控除方式の2方式があり、寄附者が選択できる制度になっている。税額はそれぞれ次の計算式により算出でき、下線部分がそれぞれ控除税額を示す算式となる。

① $\{ \text{課税所得金額} - \underline{(\text{寄附額} - 2,000 \text{ 円})} \} \times \text{所得税率} = \text{税額}$

② $\text{課税所得金額} \times \text{所得税率} - \underline{(\text{寄附額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%} = \text{税額}$

- ・所得税の税率は2007(平成 19)年から2014(平成 26)年分までは課税所得金額195万円以下の5%から1,800万円超の40%までの6段階に区分されていたものが、平成 27 年分から課税所得金額4,000万円超の区分が追加され45%の税率が設けられている。
- ・そのため課税所得金額4,000万円超の高額所得者が①の方式を選択した場合と、それ以外の所得金額層とで控除税額上限が不均衡状態となっている。この不均衡状態を是正し、少額寄附促進のためにも、税額控除方式も所得控除方式の最高税率に合わせ、「45%」とする措置に改めていただきたい。

関連条項：租税特別措置法第 41 条の 18 の 3

7 寄附金控除の適用下限額の撤廃

○ 個人の寄附金控除の適用下限額(現在は2,000円)を撤廃すること。

- ・現在2,000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2,000円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。
- ・個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃し、金額的にはわずかであっても、多くの一般市民が気軽に寄附ができ、税制上のインセンティブが与えられるような仕組みを構築することは、寄附促進に関してさらに有効と考える。

関連条項：所得税法第 78 条

Ⅲ 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○ 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等に於いて、使途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

- ・ 従来、寄附金は特定収入にカウントされ、法人全体収入に占める割合に応じて、仕入控除できる税額が減少し、納付する消費税額の増加要因となっていた。2013（平成 25）年の消費税法施行令の一部改正により、募集要綱等においてその全額の使途が課税仕入れ等以外（例えば他団体への助成金や支援金）に限定されていることが行政庁により確認されている寄附金については、特定収入から除外することとされ、その分、納付消費税額が増えないこととなった。
- ・ しかし、寄附金募集に係る目的事業を実施する場合、事業の策定、助成先等の調査及び選考、活動経過の追跡などの人件費等の管理費が通常は必要である。これらの資金を全額自己資金で賄うことは通常は稀であり、また、寄附者も管理費への一部使用を了承して寄附することが一般的である。このようなことから、折角本制度を創設していただいたが、現在、行政庁の適用証明を取得しているのが僅か 1 件という状況である（2026 年 3 月現在）。
- ・ 上述の現況に鑑み、また使われる制度とするためにも、寄附金の募集・交付にかかる費用（実費弁償の税務署確認を得たもの）に当該寄附金が充当されることについて、寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき行政庁の確認を受けた場合は、特定収入に該当しない寄附金等とすること。すなわち、一定の適正な管理費に寄附金を充当する場合であっても、その金額を除いて特定収入に該当しないことと改めていただきたい。

関連条項：消費税法施行令第 75 条第一項第 6 号ハ

2 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について

○ 公益法人が公益目的事業として拠出する褒賞金について、非課税所得として指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えること。

- ・所得税が非課税となる賞金の指定は、所得税法第9条第1項第13号を根拠とする告示によるが、公益法人制度改革後は、1件も追加指定されておらず、指定に至る手続き関係もよくわからない。
- ・公益法人は公益目的事業で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし行政庁により認定を受けている法人であり、広く学術、文化芸術の分野の発展に寄与する事業を展開する法人は多い。それら法人が拠出する褒賞金は特定の目的や特定の個人に対する金品の供与とは異なり、社会に対する貢献度の高さにより選考されており、受賞者の業績に対して贈与するものである。
- ・そういった公益法人が拠出する褒賞金に関して、税の平等性の観点から課税・非課税の評価基準を明確にし、納税する受賞者の理解と納得が得られるようにする必要がある。これにより研究者の成果に対する正当な評価につながり、学術、文化芸術分野における日本の更なる地位向上に貢献するものと考ええる。
- ・少なくとも、指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えていただきたい。

関連条項: 所得税法第9条

3 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

○ 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等、直接その用に供している固定資産に係る固定資産税については非課税措置を講じること。

- ・地方税法において、公益法人が所有する土地、建物等の固定資産について非課税とされるものとして、幼稚園、図書館、博物館、寄宿舍、医療関係者の養成所等において直接その用に供している固定資産や、「学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産」が規定されている。
- ・その一方、公益法人協会では毎年、公益法人、一般法人を対象としてアンケート調査を実施しているが、その際、「公益目的事業に使用する土地、建物等の固定資産については非課税にしてほしい」との声が根強く、多数寄せられている。
- ・地方税の性格として、自治体に課税権があり、各地方自治体は地方税法が定

める規定の枠内で税条例を制定し、賦課徴収することになっているが、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、国税同様地方税においても「民による公益の増進」を普及、支援するためにも固定資産税非課税の扱いとなるよう特段の配慮を要望するものである。

関連条項：地方税法第 348 条関係

4 消費税インボイス制度における仕入れ税額控除の経過措置の恒久化

○ 公益活動を担う法人の中には小規模な団体も多く、取引先が免税事業者となる法人にとっては、インボイス制度の導入により税負担が増加するケースも想定されることから、仕入れ税額控除経過措置を恒久化すること。

当協会が、公益法人・一般法人を対象に実施しているアンケート調査では、下記のような消費税のインボイス制度に関する懸念の声が多数寄せられている。

- ・ 事業の性格上、支払先の大半が免税事業者となることから、消費税に係るインボイス制度導入に伴い、多額の納税負担が生じるため、一定要件のもと、仕入れ税額控除を認める特例措置をお願いしたい。
- ・ インボイス制度の施行に伴う財政負担が大きな課題となっています。仕入税額控除の特例措置の無期限延長など、制度の見直しを図ってほしい。
- ・ 仕入れ先のほとんどが適格請求書発行事業者でない高齢者であるシルバー人材センターは、事業運営に多大な影響があることから、インボイス制度の見直しを期待したい。

インボイス制度は、今般の消費税改正の根幹にかかわることであり、経過措置*も段階的に認め、事業者が新たな環境に対応する時間もとっていることは十分承知しているものの、上記のように取引先が免税事業者となる法人にとっては、税負担が増加するケースも想定されることから、インボイス制度について、その実効性や事務負担に与える影響、インボイス方式への事業者の対応状況を見極めたうえで、現行経過措置*を当分の間維持することを望むものである。現場で公益活動を担う法人からの懸念の声にも耳を傾けていただき、免税事業者等からの課税仕入れの 70%について仕入税額控除可能とする措置の恒久化をお願いしたい。

※令和 8 年度税制改正に依り、令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日まで、免税事業者等からの課税仕入れの 70%について仕入税額控除が可能。以降、令和 12 年 9 月 30 日まで 50%控除可能、令和 13 年 9 月 30 日まで

30%控除可能。

以上



◇本件に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

公益財団法人公益法人協会

担当：長沼、谷井、白石 TEL：03-3945-1017

「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・西田浩子）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成21）年4月から公益財団法人となりました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとして掲げています。提言活動では、現代社会において非営利公益団体の役割は不可欠との視点から、一貫して民間公益活動の活性化策、支援策の充実強化を主張してきました。